



2023年11月10日

各 位

会 社 名 アジア航測株式会社
代表者名 代表取締役社長 畠 山 仁
(コード：9233 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務取締役経営戦略本部長 中 島 達 也
(TEL. 044-969-7230)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月13日開催予定の第76回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当（中間配当）ができるよう所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記のほか、変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社は、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の未払の配当金には利息を付さない。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年12月13日
定款変更の効力発生予定日	2023年12月13日

以上